

例：雇用契約と関係がある調査項目

- ①契約期間(無期か有期か)

問35. 雇用契約を締結しましたか？

ア. はい、 いいえ

問35-1. 雇用されるとき、勤労期間を定めたのか？

ア. 定めている

→ 1カ月未満、1カ月以上1年未満、1年、1年超過3年以下、3年超過

イ. 定めていない

→ 特別に悪いことをしない限り、あなたが希望すると継続して今の職場で勤務することは可能ですか。→ はい、いいえ

9

■ 労働組合側の定義

- 政府側が主張する①～③以外に雇用契約に定めがない場合でも、
- ④賃金、労働条件、企業の福利厚生、公的社会保障制度が適用されているかどうか、
- ⑤勤労場所に持続性があるかどうかによって、社会保障の適用がされず、勤務場所が頻繁に変わっている労働者を非正規労働者と定義

10

臨時職の定義

- 雇用契約期間による分類: 賃金労働者のうち常用労働者ではない者で雇用契約期間が1ヶ月以上1年未満である者
- 雇用契約期間による分類が難しいときには
- ① 一定の事業を完了させるために臨時的に(1年未満)雇われた者
- ② 単純業務補助員でボーナスなどの諸手当を受給していない者
- ③ 勤続年数が1年以上でも退職金が適用されない者

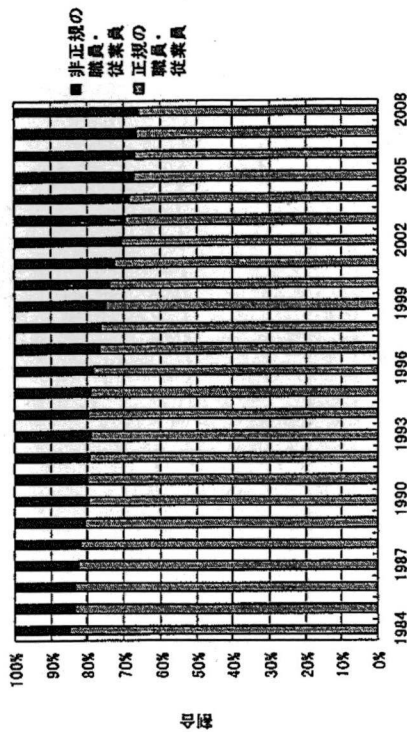
11

韓国における非正規労働者の内訳

- 時間制労働者(労働時間): 労働時間が短いパートタイム
- パートタイマー: 日本の「短時間のパート」に該当する
- 非典型労働者(労働の提供方式): 派遣労働者、用役労働者、特殊雇用従事者、家内労働者、日雇労働者
- 長期臨時労働者: 雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めのない者で; 何回もの契約更新によって、あるいは期限の定めなく長期にわたって雇用されている者。同時に「臨時職労働者」としての待遇を受けている者。日本の「その他パート」に相当部分重なる概念である
- 契約労働者: 雇用契約期間が1ヶ月以上1年未満の者、または事業完了の必要性によって雇用された者

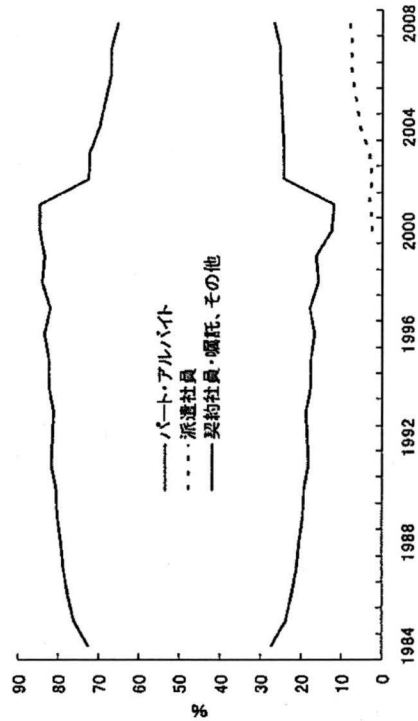
12

日本における非正規雇用者の動向

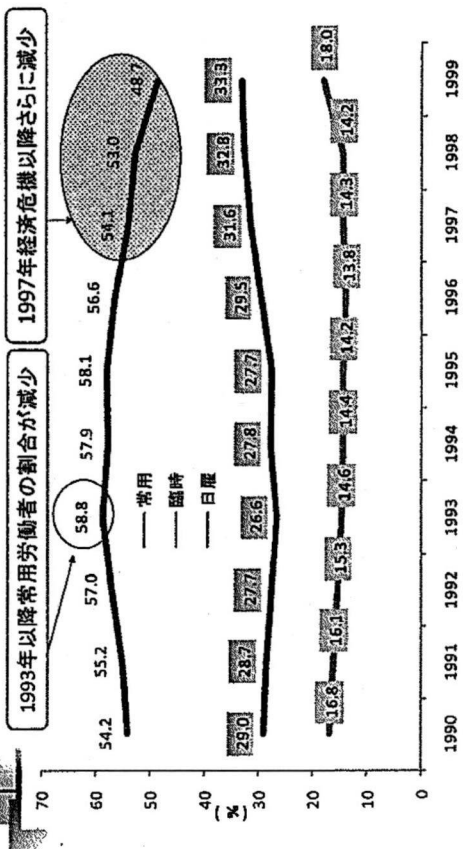


資料)平成13年までには『労働力調査特別調査』2月を基準に、平成14年からは『労働力調査詳細集計』を基準に作成

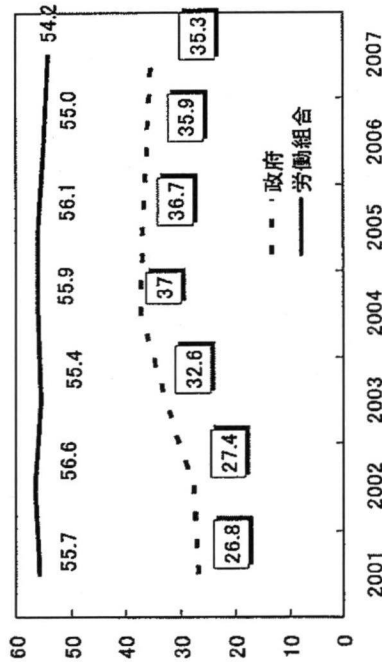
日本における種類別非正規雇用者の動向



賃金労働者の従事上地位別動向(韓国)



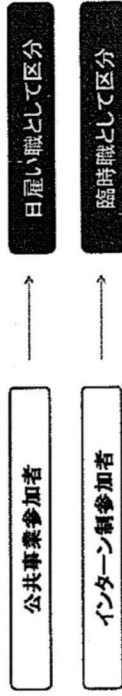
韓国における非正規職の動向



17

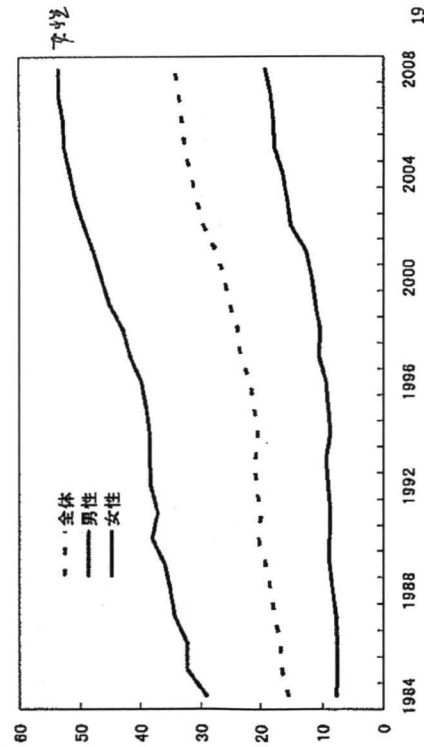
非正規労働者の増加

- 1993年以降常用労働者の比率が減少 → 経済危機以前から臨時職を中心とする労働市場の非正規化が進行
 - 1997年経済危機以降労働市場の非正規化は加速化
 - 経済危機の後半部に現れた臨時・日雇職の増加 → 政府の失業対策が影響を与える
- ※ 政府の失業対策：公共事業の実施と青年層を中心とするインターン制の導入
- 女性、若年層と高年齢層、低学歴者を中心として非正規労働者が増加



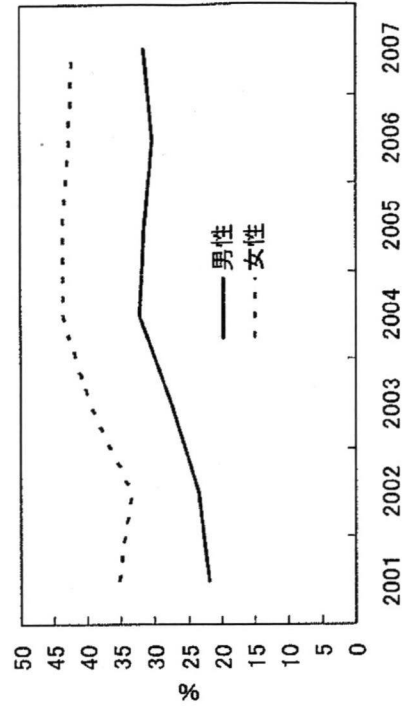
18

日本における雇用者に占める性別非正規雇用者の割合



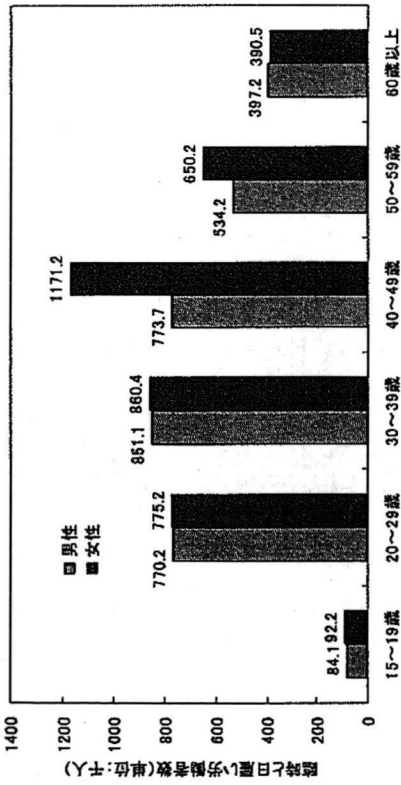
19

韓国の性別別非正規労働者の動向 (政府統計)



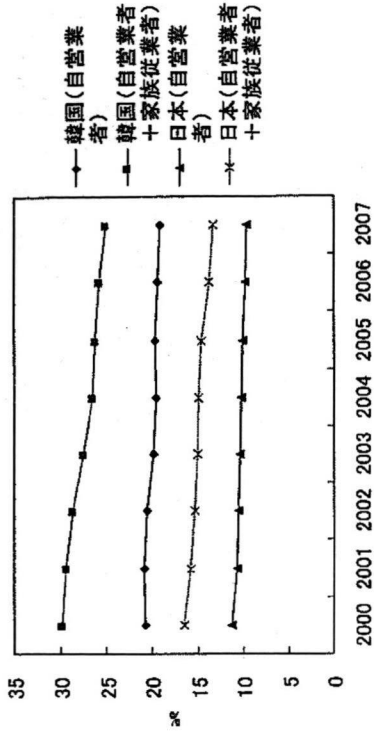
20

韓国年齢階層・性別非正規労働者数 (2007年8月)



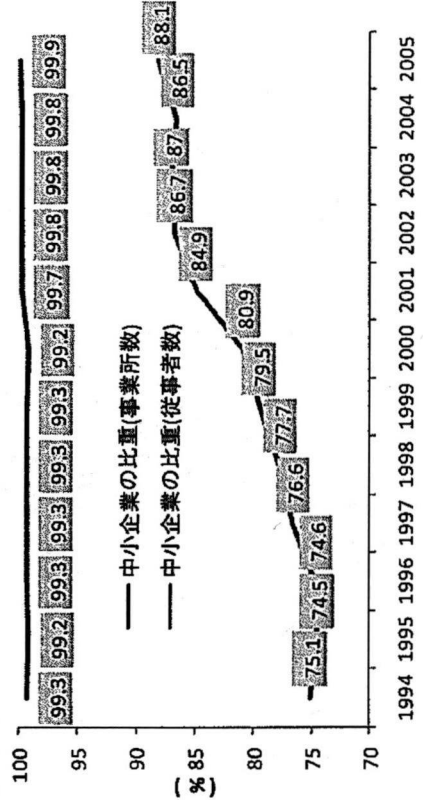
21

日韓における自営業者の動向



22

中小企業の比重



3

日韓の非正規労働者の違い

- パートタイマーの割合が低い(7.6%)のが韓国の特徴
- 日本は7割がパートタイマーで、韓国は一般臨時職と期間制雇用に非正規労働者の約7割が集中

24

非正規労働者の増加要因

- 就業者の変化(供給要因)
- 産業構造の変化
- 経済のグローバル化
- 社会制度の影響
 - (1) 社会保障/税制度の影響
 - (2) 解雇規制

25

シフト・シェア分析の結果(韓国)

韓国(1993-2003)

$$dp = \sum p_{93} \Delta W + \sum dp \times W_{93} + \sum dp \cdot dw$$

8.43	2.30	7.45	-1.32
100%	27.3%	88.4%	-15.7%

27

シフト・シェア分析の結果(日本)

日本(1992-2002)

$$dp = \sum p_{92} \Delta W + \sum dp \times W_{92} + \sum dp \cdot dw$$

2.95	0.98	1.84	0.12
100%	33.2%	62.4%	3.9%

日本(1997-2007)

$$dp = \sum p_{97} \Delta W + \sum dp \times W_{97} + \sum dp \cdot dw$$

3.78	1.08	2.98	-0.27
100%	28.7%	78.7%	-7.3%

26

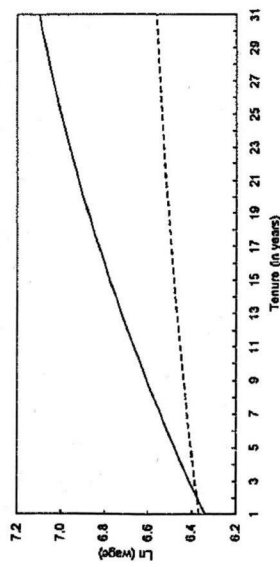
雇用形態別月平均賃金格差の動向(正規職
=100、政府、2007年8月)

	平均賃金(6月~8月)						
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
正規職	137.7 (100)	145.6 (100)	167.8 (100)	177.1 (100)	184.6 (100)	190.8 (100)	200.9 (100)
正規職対前年比 増加率		5.7	15.2	5.5	4.2	3.4	5.3
非正規職	87.4 (63.5)	97.7 (67.1)	102.8 (61.3)	115.2 (65.0)	115.6 (62.6)	119.8 (62.8)	127.6 (63.5)
非正規職対前年比 増加率		11.8	5.2	12.1	0.3	3.6	6.5

28

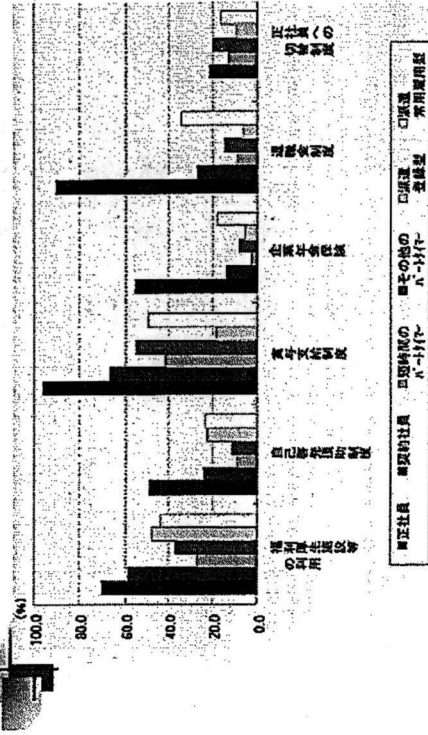
正社員とパートタイマーの賃金プロフィールの比較(既婚女性)

Figure 2 Wage-Tenure Profiles of Part-Time and Full-Time Workers



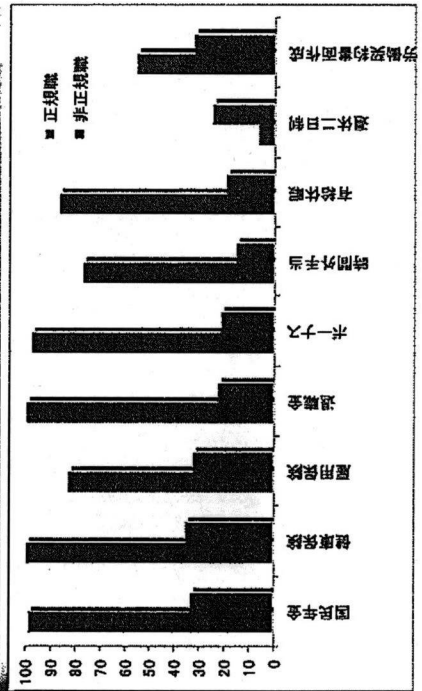
Source: Authors' calculations using data from the Ministry of Labor

就業形態別福利厚生制度の適用率(日本)

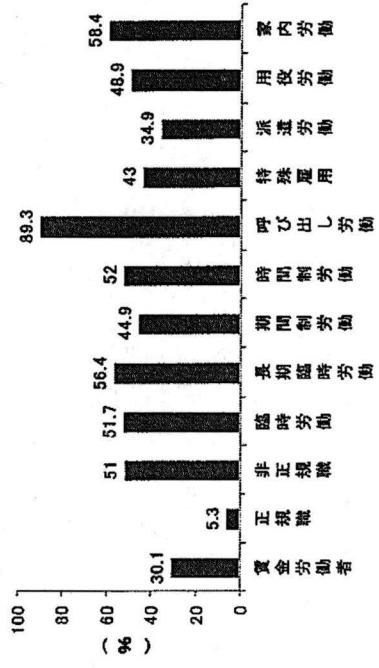


資料)松浦民恵(2002)「就業形態別に見た福利厚生」ニッセイ基礎研Report 2002.09.30

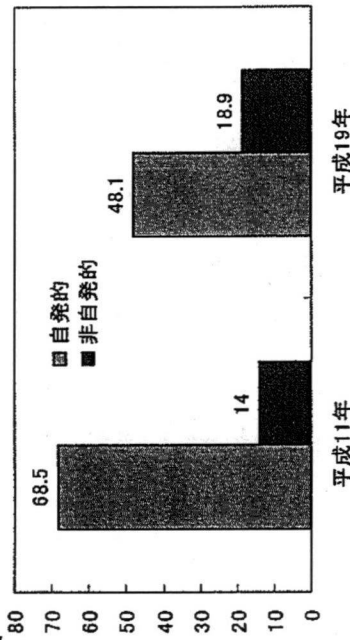
正規職と非正規職における社会保険及び労働条件適用率(韓国)



雇用形態別非自発的従業員の割合(韓国)

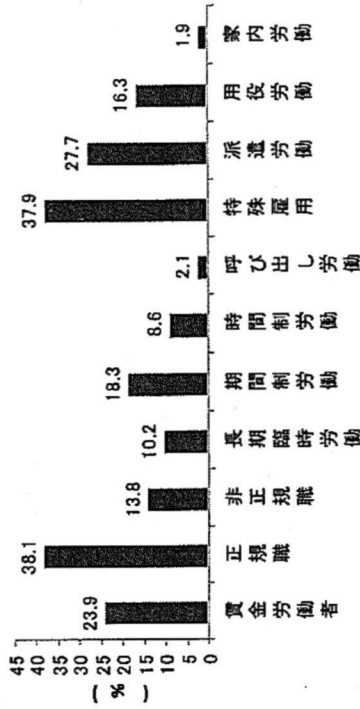


非正規就労を選択した理由(日本)

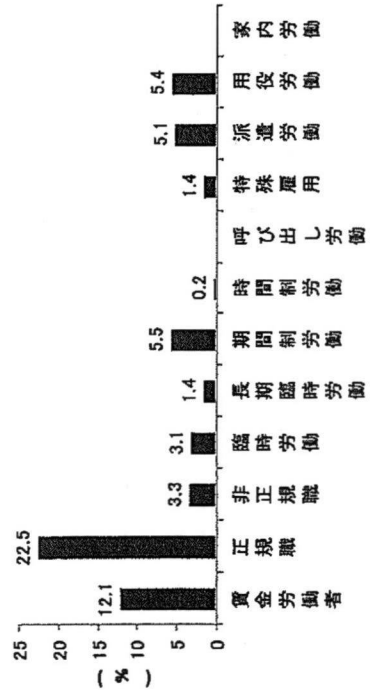


注)自発的とは、「勤務時間や労働日数が短いから」、「簡単な仕事で責任も少ないから」、「通勤時間が短いから」と答えた割合の合計

雇用形態別教育訓練経費比率(韓国)



雇用形態別労働組合組織率(韓国)



非正規職関連法案

非正規職保護法

- 2007年7月1日「非正規職保護法」施行
- 1. 期間制と短時間制勤労者保護法制定案
- 2. 派遣勤労者保護法改正案
- 3. 労働委員会法改正案によって構成
- 主な内容
- 1. 非正規職に対する不合理な差別処理禁止・是正
- 2. 期間制および短時間勤労の濫用制限
- 3. 不法派遣に対する制裁と派遣勤労者保護の強化

37

非正規職保護法の改正

- 政府：2009年7月、2年契約が終わる非正規職が大量に解雇されることを懸念して非正規職期間制労働者の使用期間を2年から4年に延長する法律改正案を推進
- 野党と労働組合（韓国労総と民主労総）：非正規職の使用期間延長は非正規職をさらに置産することになると強く反発

38

労働政策の変遷(日本)

- 86年 労働者派遣法施行。業種限定で解禁
- 95年 日経連、報告書で「新時代の日本的経営」で雇用流動化策提言
- 96年 派遣可能業種を26に拡大
- 97年 派遣自由化などを盛り込んだ規制緩和推進計画を閣議決定
- 99年 製造業や建設、医療などを除き派遣を原則自由化
- 00年 数量労働制をホワイトカラーに拡大
- 02年 完全失業率が過去最悪に
- 03年 労働基準法の改正
- 04年 解雇権濫用法理が判例法から制定法に
- 06年 製造業の派遣を解禁
- 06年 経済財政諮問会議が「労働ビッグバン」を提唱、雇用流動化の加速促す
- 07年 派遣期間を1年から3年に延長
- 08年 一定条件の社員の残業代をなくす「ホワイトカラー・エグゼンプション」法案の国会提出を政府が断念
- 08年 日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を提出

39

公的社会保険制度の施行年度

	医療保険	労働者災害補償保険法	雇用保険	老齢年金	介護保険
日本	1927	1947	1974	1941	2000
韓国	1977	1963	1995	1988	2008

40

日韓における労働保険の適用対象

		日本		韓国	
適用対象	労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険	雇用保険
適用対象	農林水産業の一級労働者、全ての専業主婦	労働者が使用、雇用される事業であれば、業種を問わず、全て、雇用保険に強制適用	常時労働者一人以上のすべての事業所		
非正規労働者の適用例	雇用形態に関係なく適用 1. 短期労働者：労働時間、賃金その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明記されている場合であつて、次のいずれにも該当する場合は、被保険者となる。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 反復継続して勤務すること。(6か月以上の雇用見込みがあること) 2. 派遣労働者：常用型は被保険者、登録型は同一派遣元事業主に1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上であると被保険者となる。 3. 業務内労働者 ① 最初の日から雇用される方は、その最初の日から被保険者となる。 ② 4か月以内の期間を定めて雇用される方が、その定められた期間を超えて雇用される場合は、その定められた期間を超えた日から被保険者となる。	雇用形態に関係なく適用 1. 短期労働者：雇用契約期間が1か月以上、1か月の所定労働時間が60時間(1週間の所定労働時間が19時間)以上である場合 2. 週間の労働時間が16時間未満であつても3ヶ月以上続けて労働を履行した者	雇用形態に関係なく適用 1. 65歳以上の労働者(失業手当事業に限つて) 2. 1か月の労働時間が60時間未満である労働者(週間の労働時間が19時間未満である労働者) 3. 国家公務員及び地方公務員(但し、大赦令等によつて別定職及び契約職公務員の場合には本人の意思によつて雇用保険に加入することが可能である。 (施行日08.9.22) 4. 別定職度局法による別定制度職員 5. 私立学校教職職員年金法の適用を求めている者		

日韓における労働保険の適用例外の例

		日本		韓国	
適用例外の例	労災保険	雇用保険	労災保険	雇用保険	雇用保険
適用例外の例	雇用形態に関係なく適用 1. 65歳以上に雇用される者(65歳以前に雇用され、引き続き雇用される者は除く) 2. 短時間労働者(パート労働者)で、1週間の労働時間が通常の労働者(=正社員)の1週間の所定労働時間と比べて短く、厚生労働大臣が定める期間数未満である者。 3. 日々雇用、又は30日以内の期間を定めて雇用される日雇労働者。 4. 4か月以内の期間を予定して行われる季節的作業に雇用される者。 5. 租員保険の被保険者 6. 国や地方自治体の公務員で、他の法律で保障されている者。	雇用形態に関係なく適用 1. 65歳以上に雇用される者(65歳以前に雇用され、引き続き雇用される者は除く) 2. 短時間労働者(パート労働者)で、1週間の労働時間が通常の労働者(=正社員)の1週間の所定労働時間と比べて短く、厚生労働大臣が定める期間数未満である者。 3. 日々雇用、又は30日以内の期間を定めて雇用される日雇労働者。 4. 4か月以内の期間を予定して行われる季節的作業に雇用される者。 5. 租員保険の被保険者 6. 国や地方自治体の公務員で、他の法律で保障されている者。	雇用形態に関係なく適用 1. 65歳以上の労働者(失業手当事業に限つて) 2. 1か月の労働時間が60時間未満である労働者(週間の労働時間が19時間未満である労働者) 3. 国家公務員及び地方公務員(但し、大赦令等によつて別定職及び契約職公務員の場合には本人の意思によつて雇用保険に加入することが可能である。 (施行日08.9.22) 4. 別定職度局法による別定制度職員 5. 私立学校教職職員年金法の適用を求めている者		

日韓における厚生年金・健康保険の適用対象

		日本		韓国	
適用対象	厚生年金	健康保険	国民年金	国民健康保険	国民健康保険
適用対象	フルタイムの従業員を雇う法人事業所と、従業員5人以上の個人事業所	すべての法人事業所と常時5人以上の従業員を使用する事業所	常時1人以上の従業員を使用する事業所(18歳以上60歳未満の労働者)	常時1人以上の従業員を使用する事業所	常時1人以上の従業員を使用する事業所
非正規労働者の適用例	パートタイマーは、1日または1週間の所定労働時間および所定労働日数がその事業所の一般社員のおおむね4分の3以上である場合、被保険者となる。所得基準も適用	パートタイマーは、1日または1週間の所定労働時間および所定労働日数が80時間以上(週18時間)の場合、日雇いは、1ヶ月を超えて続けて履かれた場合は所得水準に關係なく加入対象。			

パートタイマーである配偶者(日本)

労働時間と労働日数	年収	加入する医療保険	国民年金の種別
労働時間と労働日数が共に4分の3以上	年収にかかわらず	健康保険	第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者)
労働時間と労働日数の両方、またはどちらかが4分の3未満	年収130万円以上	国民健康保険	第1号被保険者
	年収130万円未満	健康保険(被扶養者)	第3号被保険者

日韓における厚生年金・健康保険の適用例外の例

	日本		韓国	
	厚生年金	健康保険	国民年金	国民健康保険
適用例外の例	2ヶ月以内の期間を定めて臨時に使用される人 臨時に日々雇用されるか1ヶ月を超えない人 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される人 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人 所在地が一定しない事業所に雇用される人		1ヶ月間所定労働時間が80時間未満の時間制労働者。	

45

日本における雇用形態別社会保険などの加入率

雇用保険	健康保険	厚生年金	契約社員			
			全員適用	一部適用	制度なし	その他パート
			63.2	16.6	41.7	
			12.9	27.1	22	
			16.2	49.5	28.2	
			62.9	7.1	36.2	
			14	24.1	22.6	
			15.5	61.5	32.7	
			60.2	6.6	33.9	
			14.4	22.4	22.9	
			17.6	63.7	34.9	

資料)厚生労働省「平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」

47

韓国における雇用形態別社会保険などの加入率

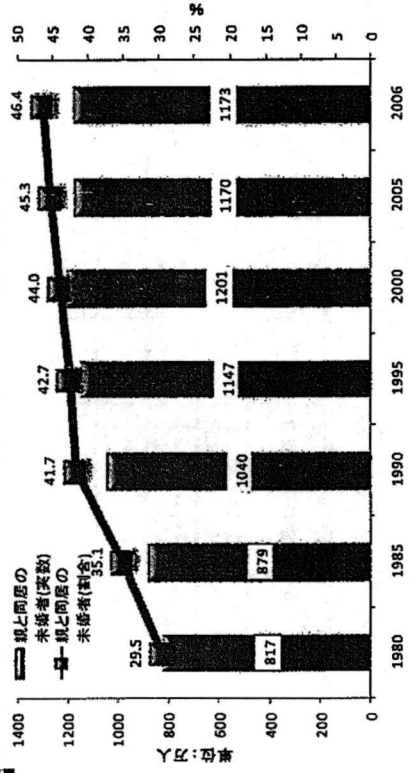
単位：%

雇用形態	2007年					
	雇用保険	健康保険	国民年金	労災保険	厚生年金	国民健康保険
正規職	93	94.7	94.2	95.8	88.6	84
非正規職	52.1	49.6	47.3	90.9	23.2	40.1
派遣/用代労働者	88.5	88.3	87.3	94.8	34.1	78.5
日雇い労働者	31.7	14.1	13.4	90.9	5.5	11
短時間労働者	28.3	26.9	26.2	79.1	10.4	23.1
期間制労働者	80.6	82.5	80.3	94.7	47.3	69.2
臨時労働者	24.6	19	18.3	86	10.7	16.4

資料)労働部(2008)「2007年雇用形態別勤労実態調査」

46

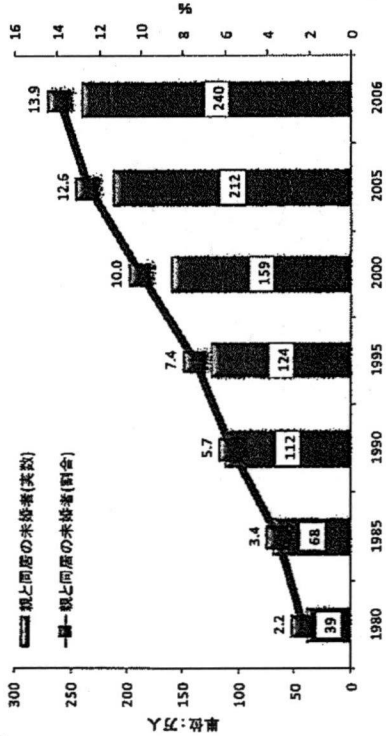
親と同居の若年(25~34歳)未婚者数の推移



資料)財団法人日本統計協会「統計」2007年2月号より作成

48

親と同居の壮年(35~44歳)未婚者数の推移



資料)財団法人日本統計協会『統計』2007年2月号より作成

高等教育機関卒業者の就業率(2007年)

区分	卒業者	就業者	正規職	非正規職				自営業
				合計	臨時職	時間職	家族従業員	
全体	560,632 (76.1)	390,180 (71.1)	290,907 (51.9)	90,470 (16.1)	60,749 (10.8)	26,633 (4.8)	3,088 (0.6)	8,803 (1.6)
短大	215,040 (85.2)	173,804 (80.8)	132,783 (61.5)	37,678 (17.5)	25,248 (11.7)	11,584 (5.4)	846 (0.4)	3,343 (1.6)
教育大学	5,929 (70.6)	4,109 (68.3)	3,680 (62.3)	429 (7.2)	417 (7.0)	12 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
大学	277,858 (68.0)	186,254 (67.1)	120,818 (43.7)	44,333 (16.0)	28,644 (10.3)	13,608 (4.9)	2,081 (0.7)	3,303 (1.2)
産業大学	26,490 (77.8)	19,714 (74.5)	15,701 (59.3)	3,299 (12.4)	2,425 (9.1)	737 (2.8)	137 (0.5)	714 (2.8)
その他の大学	282	109 (45.2)	48 (19.9)	57 (23.7)	57 (23.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.7)
一般大学院	35,033	24,190 (69.1)	18,077 (51.6)	4,674 (13.3)	3,958 (11.3)	692 (2.0)	24 (0.1)	1,439 (4.1)

高齢者の年齢階層別所得源(韓国)

区分	全体	65~69歳	70~74歳	75歳以上
○就業・事業・内職による所得	27.8	38.9	28	12.6
○資産所得	12.5	14.2	11.8	10.7
○公的な所得	92.6	83.2	88.7	99
公的年金	13.9	20.3	13.3	6.1
年金以外の社会保険給付	0.2	0.1	0.2	0.2
敬老年金	12.8	4.7	15.9	20.6
交通手当	89.7	76.7	98.3	98.5
国民基礎生活保障給付	8.6	4.9	10	12.1
参戦名譽手当	4.9	0.4	8.2	7.6
○私的な所得	78.6	75.6	77.2	81.3
親戚や知人による補助金	76.9	73.4	77.2	81.3
社会団体の補助金	1	0.5	1.8	0.9
その他の所得	5.4	6.4	5	4.4

上級学校への進学率の動向(韓国)

区分	小学校→中学校		中学校→高校		高校→大学	
	合計	女性	合計	女性	合計	女性
1970	66.1	56.5	70.1	68.8	26.9	28.6
1975	77.2	69.7	74.7	72.3	25.8	24.9
1980	95.8	94.1	84.5	80.8	27.2	22.9
1985	99.2	99.1	90.7	88.2	36.4	34.1
1990	99.8	99.8	95.7	95.0	33.2	32.4
1995	99.9	99.9	98.5	98.4	51.4	49.8
2000	99.9	99.9	99.6	99.6	68.0	65.4
2005	99.9	99.9	99.7	99.8	82.1	80.8

就業移動と 社会保険の非加入行動の 関係について

酒井正 (sakai-tadashi@ipss.go.jp)
国立社会保障・人口問題研究所
2009/5/29

0-1. アウトライン

本報告の目的:

- 就業移動と社会保険(国年・国保)の非加入行動との関係を探る。
- 特に就業移動に伴う「手続き忘れ」が、非加入(や未納)の一つの理由となっているのではないかという問題意識。

⇔ 従来の研究は、「流動性制約」や「逆選択」といった要因を非加入・未納の理由として挙げてきた。

非加入行動の分析： わが国の社会保険が「強制加入」と言いながら、一部が実際には任意的になっていること由来する問題。²

0-2. 国民年金の非加入理由

第1号未加入者の未加入の理由

理由	割合 (単位:%)
総数	100
届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等 加入の届出をする必要はないと思っていたから 忙しくて届け出る暇がなかったから うっかり届出を忘れていたから 制度のしくみを知らなかったから	50.2
加入したくない 保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから 納める保険料に比べて、もらえる年金額が少ないと思うから 公的年金をもらわなくても、他の収入や貯蓄などで暮らしていけると思うから これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえないと思うから もらえる年金額がわからないから 年金制度の将来が不安だから 納めた保険料がどのように使われているのかよくわからないから 自分以外にも加入せず保険料を納めていない人がいるので加入する必要はないと思うから	49.8
	22.8
	3.5
	0.4
	6.8
	0.7
	3.1
	1.4
	1.8

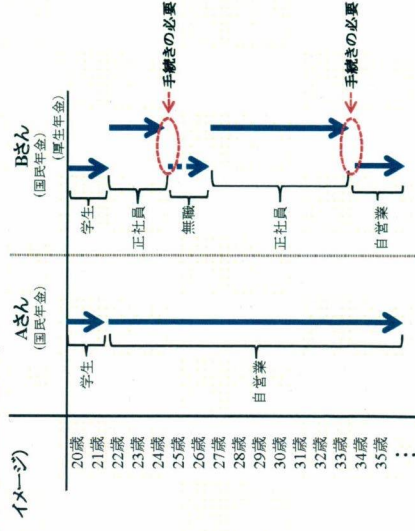
注 1) 無回答の者を除く。
2) 「加入したくない」の内訳は最も主要な理由である。
3) 20～59歳の者にしかかからない状況である。

出所：社会保険庁「平成16年公的年金加入状況等調査報告」

従来の分析

0-3. なぜ「就業移動に伴う『手続き忘れ』」 なのか？

- ・ そもそも、特定の就業移動がなければ手続きの必要性は発生しない。(手続きの必要性が発生しなければ、「手続き忘れ」は発生しない。)



0-4. 分析方法のあらまし

・ 手続きの必要性が生じるような就業移動を経験したグループと、(あらたに)手続きする必要がないグループの非加入確率を比較することで、「手続き忘れ」によると思われる非加入がどれくらい生じていたか確かめる。

→ パネルデータが有用

結論：未婚女性に限ると、手続き忘れによる非加入はそれほど多くないのではないか。

I-1. 分析の背景(就業状態と国年納付状況の関係)

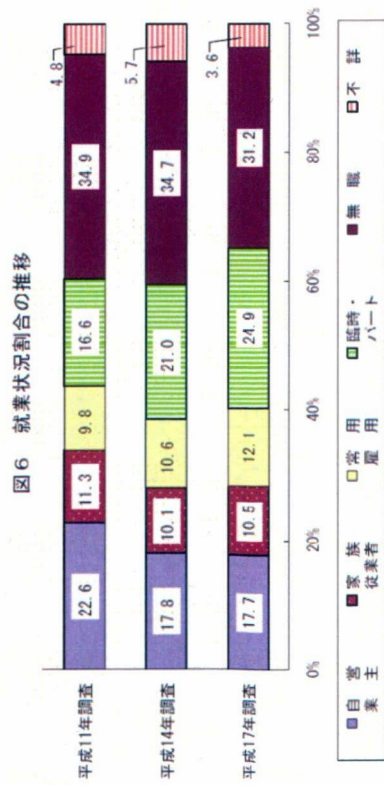
表1 就業状態別の国民年金の納付状況 (%)

総数	自営業主					家族従業員			会社などに雇われていない			不詳
	総数	家族従業員	自営業主	常用雇用	臨時・パート	家族従業員	家族従業員	常用雇用	臨時・パート	無職		
納付者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
完納者	57.8	71.6	73.2	61.3	47.2	52.1	56.9	46.6	42.2	46.6	46.6	46.6
一部納付者	47.3	59.4	62.2	47.9	36.2	44.2	42.2	36.2	36.2	36.2	36.2	36.2
1ヶ月間滞納者	10.5	12.1	11.0	13.3	11.0	8.0	9.1	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
申請金額免除者	25.4	22.8	21.3	29.7	29.7	23.0	26.4	29.7	29.7	23.0	26.4	26.4
学生納付特別者	9.3	5.3	5.1	5.1	11.0	12.8	14.0	11.0	11.0	12.8	14.0	14.0
	7.5	0.3	0.4	3.8	12.1	12.1	2.7	3.8	12.1	12.1	2.7	2.7

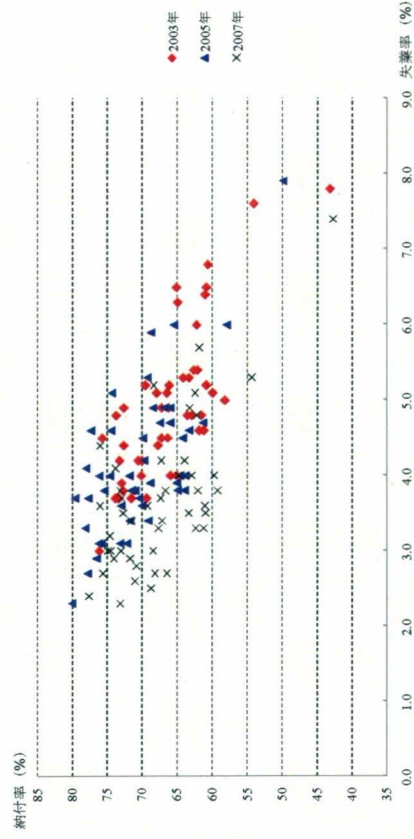
資料出所: 社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」(2005年)

・ (自営業者や無職より)短時間被用者(≒不安定就業者)の滞納が多い。
→ 雇用の流動化が進めば、収納状況は更に悪化?
短時間非正規就業者は、保険料が支払えなくて滞納になっているのか?
それとも、、、、?

(参考)短時間被用者の割合増える国民年金の被保険者



(参考) 都道府県別の失業率と納付率の関係



I-2. 不安定就業者は「手続きのし忘れ」によっても非加入になっているのではないかなぜなら、

- 日本の公的年金制度・公的医療保険は、就業状態(就業形態)によって加入すべき制度が異なっている。
 - ↓
 - 「被保険者自らが(手続きをおこなって)保険料を支払う必要がある場合」と
 - 「自らは直接手続きや支払いをおこなう必要がない場合」がある。
- 従って、特定の就業移動がおこなわれた時に自ら加入手続きをする必要があることになるが、不安定就業者ではこのような就業移動が多い可能性。

9

I-3. 本研究の特長

従来研究)

就業状態と非加入行動の関係は扱われている。但し、クロスセクション≡データのため、就業移動と非加入行動の関係については明示的に考慮されず。

本研究)

家計経済研究所のパネルデータを用いて、**就業移動**が未婚女性の非加入行動に与える影響を調べる。

10

【確認①】

- なぜ社会保険の非加入(未納)は問題か？
 - その社会保険財政に影響するだけでなく、他の社会保障制度への負担を増すことによるため。
 - i.e. 社会保障制度全体に関わる問題
 - たとえば、公的年金の非加入によって将来の無年金・低年金者が増えれば、生活保護費が増大することに。
- 従来の研究は非加入理由を識別する分析
…ではなぜ、社会保険の非加入理由が重要になってくるのか？

11

【確認②】非加入理由が重要になってくる訳

非加入理由によって取るべき政策が異なってくるから。

(もしくは社会保険としての存立意義が問われるから。)

…たとえば、もし「逆選択」から非加入や未納が起きているとすれば、国が(強制加入で)社会保険を提供する根拠が揺らぐことになる。

また、そもそも、お金のない人が非加入になっているのか、それとも お金のある人が非加入になっているのかによって、政策の喫緊性は異なる。

12

II-1. 先行研究との位置付け

* 日本では国民年金の非加入・未納について分析した研究が多い。

○国民年金の非加入(未納)の理由として主に考えられてきた要因

i) 流動性制約要因

…保険料が高くて支払えないという理由による非加入

* 背景に定額の国民年金保険料

ii) 逆選択要因

…加入するメリットがないという理由からの非加入

iii) 近視眼的(myopic)要因

…現在の消費を過度に好むことから非加入

II-3. 先行研究の主要な結果

i) 流動性制約仮説 → (○)

∴ 保険料率が高いほど、金融資産が少ないほど、失業率・無職率が高いほど、非加入(未納)確率が高くなる。

ii) 逆選択仮説 → (△)

∴ 健康状態が悪いほど、非加入確率が高くなる。

∴ (年金収益率が低い)若いコホートほど、非加入確率が高いという傾向は見られない。

iii) 近視眼的要因 → (?)

∴ 近視眼的な傾向がある人ほど非加入になりやすい。

II-2. サーベイ表

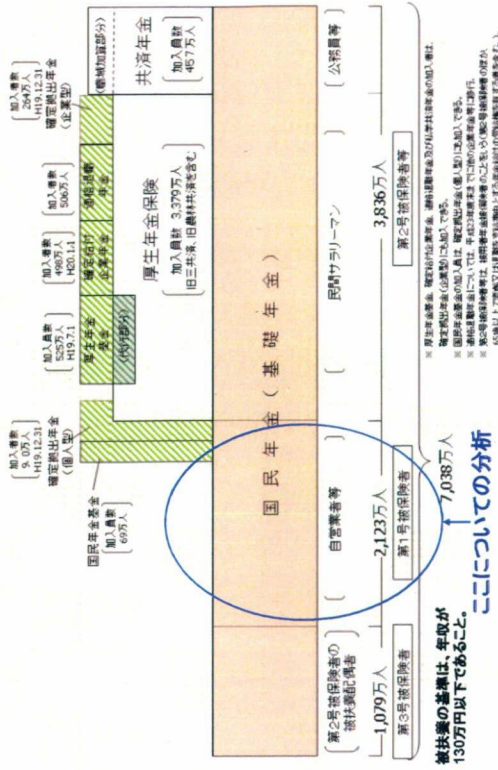
表2 主要な既存研究における流動性制約要因に関する結果

使用データ	調査時期	研究方法	主要な結果
小椋・角田(2000)	1986年, 1989年, 1992年, 1995年	Probit & Tobit	世帯所得完全保険料(○), 世帯主無職率(○)
鈴木・周(2001)	1996年	Bivariate Probit	世帯所得(○), 金融資産(○), 失業率(○)
阿部(2001)	1996年	Tobit	世帯所得(○), 失業率(○)
阿部(2003)	2001年	Hedman Probit/Probit with Sample Selection	世帯所得(○), 失業率(○)
丸山・杉村(2005)	1994~2002年	Fixed-effect Model	世帯所得(○), 失業率(○)
鈴木・周(2006)	1996年, 1998年, 2000年, 2002年	Hedman Probit/Probit with Sample Selection	世帯所得(○), 失業率(○)
藤田(2006)	1993~2001年	Simultaneous Random Effect Probit Model	世帯所得(○), 失業率(○)
大石(2006)	2001年	Bivariate Probit Model	世帯所得(○), 失業率(○)
杉村・山田(2007)	2005年	Probit Model	世帯所得(○), 失業率(○)

… パネル・データ (個票) による分析は少ない傾向。

III-1. 制度(公的年金)

(単位は、注釈の△, 億円/平成19年3月末)



国民年金の基礎は、年取が130万円以下であること。
 ここについての分析

Ⅲ-2. 被保険者の種類と加入・納付の仕方

- 第1号被保険者... 自分で加入手続き・納付(定額)
↑口座振替可能
- 第2号被保険者... 給与から天引き(報酬比例)
- 第3号被保険者... 配偶者の保険料をもって免除

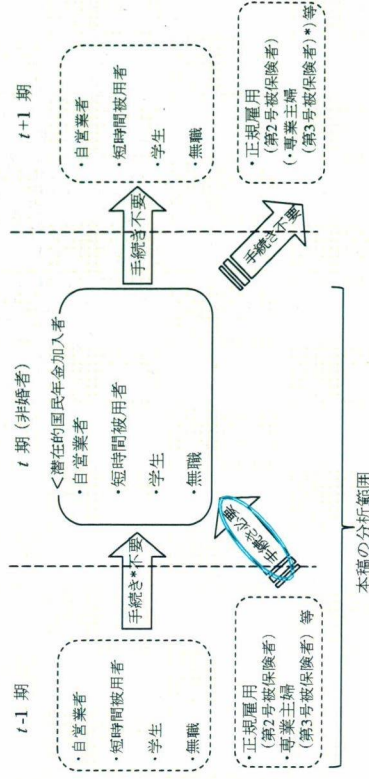
つまり、第2号被保険者(サラリーマン)や第3号被保険者(専業主婦)から、第1号被保険者(自営業や無職)に変わった時に、自ら加入手続きをして納付する必要性が生じる。「手続きのし忘れ」が発生しうるのは、第1号被保険者グループ(「潜在的国民年金加入者」に移った時)。

Ⅲ-4. 制度(公的医療保険)

- 被用者とその家族 → 健康保険組合か
政府管掌健康保険に加入
… 保険料は給与から天引き
- 自営業や無職 → 国民健康保険に加入
… 個人ごとに加

* 就業形態と加入手続きの関係は公的年金に準ずるとみなす

Ⅲ-3. 就業移動と加入手続きの関係のイメージ



*: ここで「手続き」とは、自ら市町村の役所に向いて加入に関わる手続きをすることを指す。
 **: 新たに第3号被保険者となる場合には、配偶者の事業所(会社)に届ける必要がある。

Ⅲ-5. 制度の仕組みから予想されること (作業仮説)

- 就業移動に伴う「手続きのし忘れ」が非加入の理由ならば、正規雇用等の被用者から「潜在的国民年金加入者」へと変わった者の間で非加入が多く生じているはず。
- * 但し、第3号被保険者(被扶養配偶者)への移動については就業調整をおこなっている可能性が指摘されており、(就業移動を)外生的とみなすことが難しい。
 → 未婚者(無配偶者)に焦点を絞る理由の一つ

(整理)



- : 加入/非加入の決定の余地が本人にない
- : 就業移動が外生的に扱えない
- + : 質問票から正確に把握できない

IV-1. データと使用変数

- 家計経済研究所「消費生活に関するパネル調査(JPSC)」(1993~2003年; 11回分)
 - 初年度に24~34歳だった女性(とその配偶者)が対象
 - ... 今回は未婚者に絞って分析対象
- 「あなたは公的な年金保険(or 健康保険)に加入していますか」という質問に対して、「どれも加入していない」と答えた場合を「非加入」と扱う
- その他、毎年の就業状況・預貯金なども捕捉

V-1. 就業状態ごとの非加入率

表4 就業状態別に見た社会保険の非加入率

	公的年金		公的医療保険	
	サンプル全体	未婚・潜在的国民年金加入者	サンプル全体	未婚・潜在的国民年金加入者
就業				
自営業	10.75% (1076)	28.71% (116)	5.82% (584)	10.59% (43)
正規雇用	12.30% (118)	17.98% (16)	5.10% (49)	7.87% (7)
非正規雇用	3.88% (199)	31.75% (100)	0.60% (31)	11.36% (36)
非就業				
学生	17.23% (1092)	38.46% (170)	7.94% (505)	19.23% (85)
専業主婦	14.52% (9)	10.94% (7)	10.94% (7)	10.94% (7)
その他無職	15.50% (891)	38.46% (170)	6.97% (402)	19.23% (85)
計	36.43% (192)	38.46% (170)	18.18% (96)	19.23% (85)

下段括弧内は非加入者の実数。 出所:JPSCより作成。

V-2. 就業の遷移

図表5b 就業状態の遷移確率(非婚者サンプル)

t期 \ t-1期	自営業	正規	非正規	学生	その他無職	計
自営業	78.91% (401)	13.28% (17)	7.03% (9)	0% (0)	0.78% (1)	100% (128)
正規	0.55% (12)	91.45% (2012)	3.5% (7)	0.09% (2)	4.41% (97)	100% (2200)
非正規	1.17% (8)	12.87% (92)	6.92% (5307)	0.42% (3)	8.67% (62)	100% (715)
学生	3.13% (1)	15.63% (5)	6.25% (2)	62.5% (20)	12.5% (4)	100% (32)
専業主婦	0% (0)	14.29% (4)	60.71% (17)	0% (0)	25% (7)	100% (28)
その他無職	2.46% (7)	15.44% (44)	28.07% (80)	0.7% (2)	3.33% (152)	100% (285)
計	3.81% (129)	64.17% (2174)	21.69% (735)	0.8% (27)	9.53% (323)	100% (3388)

下段括弧内は実数。 出所:JPSCより作成。

V-3. 就業移動パターンごとの非加入率

表6 就業状態の変化ごとに見た非加入率

(t-1) → t	公的年金の非加入率	健康保険の非加入率
就業 → 就業		
自営 → 自営	9.5%	5.6%
正規雇用 → 自営	11.0%	5.0%
自営 → 正規雇用	6.3%	6.3%
雇用 → 雇用	10.3%	6.3%
正規雇用 → 正規雇用	4.4%	4.1%
非正規雇用 → 非正規雇用	3.0%	0.2%
非就業 → 就業	18.2%	14.1%
その他無職 → 正規雇用	9.1%	9.1%
その他無職 → 非正規雇用	8.0%	4.0%
その他無職 → その他無職	34.0%	14.9%
就業 → 非就業	20.6%	11.7%
正規雇用 → 専業主婦	14.7%	8.4%
正規雇用 → その他無職	26.6%	16.5%
非正規雇用 → その他無職	36.9%	21.2%
非就業 → 非就業	16.0%	7.0%
学生 → 学生	0.0%	11.5%
専業主婦 → 専業主婦	14.8%	6.4%
その他無職 → その他無職	49.0%	21.6%

t-1年からt年にかけての変化ごとに、t年の非加入率(%)を表示。

出所: JPSCLより作成。

V-4. (参考) 資産と非加入率

表7 預貯金の有無と社会保険の非加入率

	サンプル全体		サンプル全体	
	未婚・潜在的国民年金加入者	既婚・潜在的国民年金加入者	未婚・潜在的国民年金加入者	既婚・潜在的国民年金加入者
預貯金有	11.66% (1630)	25.80% (137)	6.1% (855)	10.36% (55)
預貯金無	22.25% (586)	47.30% (149)	9.62% (254)	23.03% (73)

推定に使うサンプル)

第1号被保険者 → 第1号被保険者 : 528 obs.

(80.0%)

第1号被保険者以外 → 第1号被保険者 : 132 obs.

(20.0%)

V-5. 非加入確率の要因分析; 推計結果

(公的年金への非加入に関する分析)	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
	被説明変数	限界効果	被説明変数	限界効果	被説明変数	限界効果	被説明変数	限界効果	被説明変数	限界効果
非正規雇用 (= 短時間被用者)	就業が変	0.165 **	非正規雇用 (= 短時間被用者)	0.150 *	非正規雇用 (= 短時間被用者)	0.172 *	非正規雇用 (= 短時間被用者)	0.146 *	非正規雇用 (= 短時間被用者)	0.419
自営業	就業が変	0.190 ***	自営業	0.243 ***	自営業	0.243 ***	自営業	0.244 ***	自営業	1.827
その他無職 (当分のみ)	就業が変		その他無職 (当分のみ)		その他無職 (当分のみ)	0.325 ***	その他無職 (当分のみ)		その他無職 (当分のみ)	
その他無職 (2期連続)	就業が変		その他無職 (2期連続)		その他無職 (2期連続)	0.279 **	その他無職 (2期連続)		その他無職 (2期連続)	
その他無職 (3期連続)	就業が変		その他無職 (3期連続)		その他無職 (3期連続)	0.381 ***	その他無職 (3期連続)		その他無職 (3期連続)	
正規雇用 (1期)	就業が変		正規雇用 (1期)		正規雇用 (1期)	-0.143 ***	正規雇用 (1期)		正規雇用 (1期)	-1.763 ***
正規雇用 (1期) → その他無職 (1期)	就業が変		正規雇用 (1期) → その他無職 (1期)		正規雇用 (1期) → その他無職 (1期)	-0.156 ***	正規雇用 (1期) → その他無職 (1期)		正規雇用 (1期) → その他無職 (1期)	-0.120 **
その他無職 (1期) → その他無職 (1期)	就業が変		その他無職 (1期) → その他無職 (1期)		その他無職 (1期) → その他無職 (1期)		その他無職 (1期) → その他無職 (1期)		その他無職 (1期) → その他無職 (1期)	0.010
モデル等		Pooled Logit		Pooled Logit		Pooled Logit		Pooled Logit		Random-effect logit

年齢、コーホート、学歴、資産等でコントロール。

前期が正規雇用だった場合 (= 「潜在的国民年金加入者」以外だった場合)、非加入率はむしろ低くなる傾向。

「その他無職」の状態は非加入率を有意に高めるが、特に「その他無職」の状態が長く続いた場合に非加入率が高くなる傾向。

個人効果をコントロールしても、「前期正規雇用」の係数はマイナスの値をとる。

V-6. 分析結果の要約

- あらたに自ら加入手続き・直接の支払いが必要となるような就業移動のケースで、非加入率が高まる事実は見出されなかった。
- むしろ前期が正規雇用だと非加入率が上がる傾向。
- 但し、無職になりがちなのが同時に非加入になりやすい性向も有しているといった可能性は否定できない。

29

V-7. 含意

- 社会保険(国民年金)の非加入は、就業移動に伴う「手続きのし忘れ」によって起きているというより、むしろ職を失うことに伴う「流動性制約」から多く生じている(?)。

...先行研究の結果と整合的



政策として更なる減免措置を講じるべきなのか、それとも、、(?)

30

V-8. 分析結果についての補足議論

- Omitted Variable Bias の可能性
- 勸奨状の存在
 - 転職や退職に伴って国民年金の種別変更などの届け出が必要となっていないながら、届出がまだ出されていない場合には勸奨状が送られている。
 - 通知が行われていないわけではない

31

VI-1. 分析上の留保

- * 今回の分析はあくまで未婚女性。有配偶者では異なる結果の可能性も。
- * 調査されることで、自分の加入状況について認識してしまうという問題。
 - 「手続きのし忘れ」・「認識不足」を取り扱うことの困難さ。
- * 「手続きのし忘れ」と他の要因を分離できるのかという問題。
- * 様々な要因のうち、どれが最も大きいのか？

32

就業移動と社会保険の非加入行動の関係*

酒井正

国立社会保障・人口問題研究所

2009年5月

要旨

不安定就業者が社会保険から漏れ落ちやすいことが指摘されている。では、なぜ不安定就業者は社会保険に加入しないのか。それを明らかにすることは、政策的に意義がある。わが国の社会保険制度は就業形態によって加入すべき制度が異なっており、ある特定の就業移動がおこなわれた際に自ら加入手続きをする必要が生じる。従って、もし就業移動に伴う手続きのし忘れといった事情によって非加入が起こっているならば、被用者保険（典型的には正規雇用）から国民年金（もしくは国民健康保険）への移行があった際に非加入が多く生じることが予想される。本稿では、パネル・データを用いて未婚女性の就業移動と非加入行動との関係を調べた。分析の結果、正規雇用から国民年金に移行した場合には非加入率は有意に低く、一方で長く無職の状態にある者では非加入率が高くなる傾向が一部見られた。非加入は、就業移動に伴う手続きのし忘れによって起こっているというよりは、むしろ職が無いことから生じる流動性制約によって多く起こっている可能性が示唆される。これは、従来の実証分析の結果と整合的と言える。但し、無職になりがちな者が同時に非加入になりやすい性向も有しているといったことから、上の結果がもたらされている可能性は否定できなかった。

I はじめに：分析の背景と問題意識

わが国の公的医療保険や公的年金は、強制加入の原則によって「皆保険・皆年金」の仕組みがとられている。だが、実際には非加入・未納の者が相当数おり、捕捉率が低いことが問題となっている。公的年金について見れば、2007年度の国民年金の納付率は63.9%で、

* 本稿の分析は、財団法人家計経済研究所が実施した「消費生活に関するパネル調査」の個票データを用いている。本稿は、佐々木一郎（同志社大学）、湯田道生（中京大学）両氏から頂いた指摘に多くを負っているが、残された誤り・課題についてはすべて筆者に帰する。尚、本稿は、筆者が所属する機関の見解を示すものではない。